

『電子入札コアシステムシンボルマーク』使用規定

『電子入札コアシステムシンボルマーク』（図 1）は日本建設総合情報センター（以下 JACIC）及び港湾空港建設技術サービスセンター（以下 SCOPE）の登録商標（登録第 4713568 号）です。『電子入札コアシステムシンボルマーク』は電子入札コアシステム開発コンソーシアム（以下コアコンソ）で開発された電子入札コアシステム（以下コアシステム）に関係することを表すことを目的としたマークです。JACIC、SCOPE（以下 当方）により認められ、この使用規定に同意した団体のみに再許諾不能、譲渡不能の『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用を許可します。ここに『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用に関する使用規定を提示します。

電子入札コアシステムシンボルマーク



（図 1）

第 1 条（使用規定の適用）

1. 『電子入札コアシステムシンボルマーク』使用規定（以下 本規定）は、『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用を希望する者の使用目的を、当方が認め『電子入札コアシステムシンボルマーク』を貸与、使用許諾する方法を定めるものです。
2. 『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用希望者は本規定に同意の上、第 2 条に定める手続きにより使用届け出を行うものとします。
3. 使用希望者が第 2 条に定める届け出を行った時点で、本規定に同意したものとみなします。

第 2 条（使用届け・承諾）

1. 使用希望者は、JACIC 所定の様式（電子入札コアシステムシンボルマーク使用届）に必要事項を記入、押印（担当者印も可）の上、JACIC に提出するものとします。JACIC は申し込み内容について確認を行った上で、承諾するか否かを決定します。

2. 原則として使用届け送付の前にコアコンソーシアム事務局へご一報ください。
3. 原則として JACIC に使用届けが届いた時点で貸与、使用許諾が成立するものとします。
4. 使用に関する問い合わせ等が JACIC からない場合は使用許諾されたものとします。
5. 使用をお急ぎの場合は事前連絡後、FAX にて使用届けをお送りいただき、後日押印された正式版を郵送いただくことも可能とします。なお、押印は社印である必要はございません。

第 3 条（本規定の適用範囲）

本規定は、利用者と JACIC との間の『電子入札コアシステムシンボルマーク』の利用に関する一切の關係に適用します。

第 4 条（使用規定の変更）

JACIC は原則として本規定を利用者の了承を得ることなく変更することができるものとし、当該変更は更新された本規定を配布した時点より効力を生ずるものとします。

第 5 条（使用許諾）

当方が利用者に対して貸与・使用許諾する対象は以下の通りであり、使用にあたっては本規定を遵守の上使用してください。

電子入札コアシステムシンボルマーク

第 6 条（使用許諾料）

『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用に関わる対価は発生しません。

第 7 条（使用期限）

『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用期限は当方指定の様式により使用届けされた使用開始日から 1 年間とし、以降は更新可能とします。

第 8 条（権利の帰属）

本規定に定める『電子入札コアシステムシンボルマーク』に係る著作権、商標権、その他の知的財産権は当方に帰属します。

第 9 条（禁止事項）

利用者は『電子入札コアシステムシンボルマーク』を利用するにあたり、下記に該当する、またはその恐れのある行為を行ってはならないものとします。

『電子入札コアシステムシンボルマーク』を修正、貸与、譲渡、再使用許諾、切除、改編する行為

当方または第三者の財産、プライバシー、著作権等の知的財産権、その他一切の権利を侵害する行為

当方または第三者の名誉、人格もしくは信用等を毀損する等、当方または第三者に不利益を与える行為

公序良俗に反する行為

法令に違反する行為

『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使い方に従わない行為

その他、当方が不適切と判断する行為

第 10 条（免責事項）

1. 当方は『電子入札コアシステムシンボルマーク』に関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性、第三者の権利を侵害していないこと等、いかなる保証も行わないものとし、利用者が『電子入札コアシステムシンボルマーク』を利用した結果、利用者または第三者が被った損害について、その原因の如何を問わず、当方は一切の責任を負わないものとします。
2. 利用者が『電子入札コアシステムシンボルマーク』を利用した結果生じた全ての紛争や損害賠償請求は、利用者自身の費用負担と責任において解決するものとし、当方は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（損害賠償）

利用者が『電子入札コアシステムシンボルマーク』の利用に関連して、利用者の故意または過失により当方に損害を与えた場合、あるいは利用者が本規定に違反することにより当方が損害を被った場合、当方は当該利用者に対して損害賠償の賠償請求ができるものとします。

第 12 条（利用資格の喪失）

1. 利用者が『電子入札コアシステムシンボルマーク』の利用に関連して、利用者の故意または過失により当社に損害が生じた、あるいは利用者が本規定に違反したと当方が判断した場合、当方は当該利用者の『電子入札コアシステムシンボルマーク』資格を取り消すこととし、当方と利用者との間で成立した本契約は終了するものとします。
2. 前項に定める利用視覚の取り消し、契約の終了は当方が利用者へ通知したその日にその効力が生じるものとします。
3. 前項の場合利用者は、その後『電子入札コアシステムシンボルマーク』の利用を一切行わないものとします。

第 13 条（当方による契約の終了）

1. 当方は、利用者が第 9 条に定める禁止事項のいずれかに該当すると当方が判断する場合は催告を要することなく本契約を解除できるものとします。
2. 当方は都合により本契約を解除できるものとし、その場合解除の日より 60 日前に書面によりその旨を通知するものとします。
3. 当方は、前項の規定による結果発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 本条第 1 項、第 2 項により本契約が解除となった場合、その効力発生時期、当方からの提供物の問い合わせについては前条第 2 項及び第 3 項に準じるものとします。
5. 原則として、使用期間終了後に更新手続きが行われない場合、契約が解除されたものとし、『電子入札コアシステムシンボルマーク』を使用できないものとします。

第 14 条（利用者による契約解除）

利用者は e-mail などの書面により JACIC へ通知することにより、本契約を解除することができるものとします。その後の取り扱いについては第 12 条第 3 項に準じるものとします。

第 15 条（問題解決）

本規定または『電子入札コアシステムシンボルマーク』の利用について疑義が生じた場合、もしくは本規定に定めない事項については、利用者・当方で協議の上解決に努力するものとします。

第 16 条（残存条項）

本規定の第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定については、本契約終了後においても有効に存続するものとします。

使用目的

『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用目的は以下の通りとします。

- 1) コアシステムを使用して構築された電子入札システムで使用される画面での使用
- 2) 印刷物等（認証局カード含む）での使用
- 3) ホームページ等のウェブサイト上での使用
- 4) 上記以外の使用については要相談

使用上の注意

- 1) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』については提供されたもののサイズ変更は可能とします
- 2) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』を構成する全ての要素の縦横サイズ比を変更せずに拡大縮小することとします
- 3) 規定のサイズ以下への縮小は禁止します
- 4) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』についての加工、変更は不可とする『電子入札コアシステムシンボルマーク』を分割したり、縦横サイズ比、上下左右反転したりすることは禁止します
- 5) モノクロ 1 色による使用の場合は配色（単色統一）の変更を可能とします
- 6) コアシステムを使用した電子入札システム画面での『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用についてはコアシステムの購入と共にシンボルマークの使用許可を得るものとします。（EBCS マークを使用する）
- 7) 無許可によるコアシステムを使用していない電子入札システムで『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用が発覚した場合、当方は使用者に対して直ちに『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用の取り消しを命ずる権利を保有します。また、不当な使用に対して訴訟する権利を有するものとします。
- 8) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用にあたり、コアシステムに対する否定的な表現に用いたり、コアシステムに非難をもたらしかねないような方法で『電子入札コアシステムシンボルマーク』を使用することを禁止します。
- 9) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』を使用するにあたり、他の画像と組み合わせたり、強いコントラストの背景、複雑な背景の上に置くことは禁止します。
- 10) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』をホームページ等にてリンク（ショートカット）ボタンとして使用する場合、電子入札コアシステムコンソーシアムのホームページへリンクするため、もしくはコアシステムを使用した電子入札システムへのショートカットにのみ使用することができます。
- 11) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』を使用して、他のウェブサイトやその他第三者のウェブサイトへのリンクには使用できないものとします。
- 12) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用者はシンボルマークに対する

JACIC の権利を認め、世界中のどこにおいても『電子入札コアシステムシンボルマーク』と間違えやすく類似したマークや商標を採用、使用、登録あるいは登録しようとしないうちに同意するものとします。

- 13) 『電子入札コアシステムシンボルマーク』の使用許可を受けても、シンボルマークに対する権利を得るものではなく、シンボルマークが持つ利益に反する行動をとってはならない。

使用サイズ

- ・ フルカラー

大玉の直径 8mm 以上での使用。それ以下のサイズは使用不可。

フルカラーはグラデーションを使用しているため極端に小さくすると表示不良になるため。



- ・ モノクロ 1 色

大玉直径 10mm 以上の場合は小玉にハイライトをいれて使用

大玉直径 10mm 未満の場合は小玉にハイライトをいれなくて使用



使用カラー

- ・ フルカラー

商標登録の際はモノクロによる登録なされているため、色に関しては自由に設定できます。しかし、JACIC で提供可能なものは(図 1)のもののみとなります。原則的に提供されたものを使用ください。

- ・ モノクロ 1 色

単色使用での色については自由に選択可能

以 上